

平成25年港湾運送事業雇用実態調査票

秘 厚生労働省



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すこととお約束するものです。

| | | |
|---------|--------|--------|
| ※都道府県番号 | ※安定所番号 | ※事業所番号 |
| | | |

[回答上の注意]

- 当調査票の記入は、調査員が貴事業所の担当者に面接して、原則として聴き取りによって記入しますが、事情によっては貴事業所の担当者に直接記入していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、直接記入する場合は、「記入要領」を参照してください。
- 特に断りのない限り、平成25年6月30日現在の状況について記入してください。
- 回答欄への記入は次の方法によってください。
 - 特に断りのない限り該当する主な番号1つを○で囲んでください。なお、複数回答については網掛けがしてあります。
 - 回答欄が空欄のところは該当事項又は数字を記入してください。
 - 数字の記入欄は0である場合は空欄にしないで0を記入してください。
 - ※印のついている欄には記入しないでください。
- 調査票は、 月 日までに記入をお願いします。 月 日頃に調査員が回収に伺う予定です。
- この調査票についてのご質問がありましたら、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

事業所担当者連絡先

| | | |
|---------|-----|---|
| 所属部課名 | | 部 |
| | | 課 |
| 電話番号 | () | |
| 氏名 | | |
| ※調査員確認欄 | | |

I 事業所の属性に関する事項

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------|-----|---------|-------------|---------|---------|-------|
| 1 事業所の名称 | | | | | | | |
| 2 事業所の所在地 | 〒 | | | | | | |
| 3 事業の種類 〔該当するものすべてを○で囲んでください。〕 | 港 湾 運 送 事 業 | | | | | 港 湾 運 送 | そ の 他 |
| | 一般港湾運送事業 | | 港 湾 荷 役 | は し け い か だ | | 港 湾 運 送 | そ の 他 |
| | 無 限 定 | 限 定 | 事 業 | 運 送 事 業 | 運 送 事 業 | 関 連 事 業 | の 事 業 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 4 港湾労働者派遣事業の許可取得の有無 | あり | なし | | | | | |
| | 1 | 2 | | | | | |

II 港湾運送事業量に関する事項

問1 平成25年6月中における貨物の取扱量についてお答えください。

| 港 湾 運 送 事 業 | | |
|-------------|---------|-----|
| 革 新 荷 役 | 在 来 荷 役 | 合 計 |
| トン | トン | トン |

(注) 「革新荷役」とは、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役、サイロ荷役をいい、「在来荷役」とは「革新荷役」以外の荷役をいいます。

なお、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役に関しては、国土交通省報告で使われている換算方法で計算してください。

III 常用労働者の労働条件に関する事項

問2 年齢階級別の労働者数についてお答えください。

| 職種 | 年齢 | 合 計 | 35歳未 | 35歳～44歳 | 45歳～54歳 | 55歳～59歳 | 60歳～64歳 | 65歳～69歳 | 70歳以上 |
|---------------|----|-----|--|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 現 業 部 門 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 事 務 ・ 管 理 部 門 | | 人 | (注) 「常用労働者」とは、期間を定めずに雇用している労働者又は2か月を越える期間を定めて雇用している労働者をいいます。 | | | | | | |

以下、問3～問9については、現業部門の常用労働者（問7については日雇労働者も含む）についてのみお答えください。

問3 定年制の有無等及び定年年齢についてお答えください。

| | | | | | | | | |
|-------|---|---|-------|---|---|------|-------|---|
| 定年制あり | 1 | → | 一律である | 1 | → | 定年年齢 | _____ | 歳 |
| 定年制なし | 2 | | 一律でない | 2 | | | | |

問4 退職金制度についてお答えください。

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|------------------|-------|----|-----|-------|----|
| 退職金制度あり | 1 | → | 定年退職の場合の標準的な退職金額 | | | | | |
| 退職金制度なし | 2 | | 中学卒 | _____ | 万円 | 大学卒 | _____ | 万円 |
| | | | 高校卒 | _____ | 万円 | その他 | _____ | 万円 |

問5 勤続年数階級別の労働者数についてお答えください。

| 1年未満 | 1～4年 | 5～9年 | 10～14年 | 15～19年 | 20～24年 | 25年以上 | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 |

問6 賃金形態別の労働者数についてお答えください。

(注) 「日給月給」とは賃金が月単位で決められているが、欠勤した場合はその日数分を日割り計算して差し引くものをいいます。

| 月給 | 日給 | 月給 | 日給 | 出来高給 | その他 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 |

1 賃金形態が月給又は日給月給の場合、不就労日（港湾運送の作業が無いなど使用者の責に帰すべき事由により休業せざるを得ない日）の賃金は基本給の何割程度を支払いますか。次の区分別に該当する人数についてお答えください。

| 60～70%未満 | 70～80%未満 | 80～90%未満 | 90～100%未満 | 100% |
|----------|----------|----------|-----------|--------|
| _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 |

問7 職種別の労働者数をお答えください。1人の者が複数の職種（作業）に従事する場合は、主として従事する職種別に太枠上段へ計上してください。同様にして、職種別の日雇労働者についても太枠下段へ計上してください。

| ① 船内荷役作業員 | ② 沿岸荷役作業員 | ③ 関連荷役作業員 | ④ はしけ・いかだ作業員 | ⑤ フォークリフト運転者 | ⑥ クレーン運転者（⑦ガントリークレーン運転者を除く） | ⑦ ガントリークレーン運転者 | ⑧ ショベル・ストラドル運転者 | ⑨ 大型特殊自動車等運転者 | ⑩ その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|-----------------------------|----------------|-----------------|---------------|---------|---------|
| _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 | _____人 |
| _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 | _____人日 |

(注) 職種については、次の表により区分してください。

| | | | |
|-------------|--|----------------------------|---|
| ①船内荷役作業員 | 船内において、荷の積み卸し作業に従事する者（ただし、③及び⑤～⑨に該当する者は除く） | ⑤フォークリフト運転者 | 大型、小型を問わず、フォークリフトを運転する者 |
| ②沿岸荷役作業員 | 埠頭から倉庫までの間における荷の積み卸し作業に従事する者（ただし書き、前記①に同じ） | ⑥クレーン運転者（⑦ガントリークレーン運転者を除く） | 大型、小型を問わず、移動式とその他のクレーン（ガントリークレーン運転者を除く）を運転する者 |
| ③関連荷役作業員 | 船内又はコンテナ内において、固定、区画、荷造、荷直、清掃の作業に従事する者 | ⑦ガントリークレーン運転者 | ガントリークレーンを運転する者 |
| ④はしけ・いかだ作業員 | はしけ又はいかだに乗り組み、はしけの荷の積み卸し、積み荷の保全、航行、いかだの編成、解体、航行の作業に従事する者 | ⑧ショベル・ストラドル運転者 | ショベルローダー及びストラドルキャリアを運転する者 |
| | | ⑨大型特殊自動車等運転者 | 大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車を運転する者 |
| | | ⑩その他 | ①～⑨のいずれにも該当しない者 |

問8 休日及び労働時間についてお答えください。

| | | | |
|--------|---------|------------------------------|----------------------|
| 年間休日総数 | 週所定労働時間 | 平成25年6月における月間実労働時間 (1人平均) | うち、所定外労働時間 (1人平均) |
| 日 | 時間 | 時間 | 時間 |

(注) 「年間休日総数」とは、年間の「週休日」及び「週休日以外の休日」をいい、臨時休業日は含みません。
「平成25年6月における月間実労働時間」及び「うち、所定外労働時間」は「1人平均」の時間を計上してください。

| | | | | | |
|------------|---|-----|----|-----|------------|
| 週休2日制の導入あり | | | | | 週休2日制の導入なし |
| 完 | 全 | 月3回 | 隔週 | 月2回 | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問9 交代制勤務の導入状況についてお答えください。

| | | | |
|---------|------|-----|---------|
| 交代制勤務あり | | | 交代制勤務なし |
| 2交代制 | 3交代制 | その他 | |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

(注) 交代制勤務とは、昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割し労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分されます。

IV 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

問10 平成25年6月中における港湾派遣労働者の派遣を受けた状況について以下の問にお答えください。
なお、港湾派遣労働者については、1人1月あたりの派遣による就労日数の上限が7日となっています。
(注) 港湾派遣労働者とは、港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者をいいます。

| | | | | |
|--------------|----------------|--|----------------|-----------|
| 派遣を受けた | | | | 派遣を受けなかった |
| コストが安い ため | 波動性に対処する ため | 自社の常用労働者の 就く業務以外の 業務に従事させる ため | 左記以外の理由の ため | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

派遣による就労日数の上限について、お答えください。

| | | |
|---|---|---|
| 短 | 適 | 長 |
| い | 当 | い |
| 1 | 2 | 3 |

派遣による就労日数の上限が緩和された場合（就労日数の増）についてお答えください。

| | |
|----------------------|---|
| 緩和されるのであれば派遣制度を活用したい | 1 |
| 緩和されたとしても派遣制度を活用しない | 2 |

問11 平成25年6月中における日雇労働者の使用状況についてお答えください。また、日雇労働者を使用した場合には、その理由についてお答え下さい。

(注) 港湾派遣労働者は含まれません。

| | | | | |
|--------------|----------------|--|----------------|---------------|
| 日雇労働者を使用した | | | | 日雇労働者を使用しなかった |
| コストが安い ため | 波動性に対処する ため | 自社の常用労働者の 就く業務以外の 業務に従事させる ため | 左記以外の理由の ため | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

V 荷役の波動性に関する事項

問 12 平成25年6月の各日における港湾運送事業への就労人員について、常用労働者（港湾派遣労働者として派遣先で就業した常用労働者は含まず、通常は港湾運送事業以外の業務に従事している常用労働者で、臨時に港湾運送の業務に従事した労働者は含みます。）、派遣を受けた港湾派遣労働者、日雇労働者別にお答えください。なお、港湾運送事業以外の業務に就労した場合は除いてください。

| 日 | 曜日 | 常用労働者 | 港湾派遣労働者 | 日雇労働者 |
|----|----|-------|---------|-------|
| 1 | 土 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 日 | 人 | 人 | 人 |
| 3 | 月 | 人 | 人 | 人 |
| 4 | 火 | 人 | 人 | 人 |
| 5 | 水 | 人 | 人 | 人 |
| 6 | 木 | 人 | 人 | 人 |
| 7 | 金 | 人 | 人 | 人 |
| 8 | 土 | 人 | 人 | 人 |
| 9 | 日 | 人 | 人 | 人 |
| 10 | 月 | 人 | 人 | 人 |
| 11 | 火 | 人 | 人 | 人 |
| 12 | 水 | 人 | 人 | 人 |
| 13 | 木 | 人 | 人 | 人 |
| 14 | 金 | 人 | 人 | 人 |
| 15 | 土 | 人 | 人 | 人 |

| 日 | 曜日 | 常用労働者 | 港湾派遣労働者 | 日雇労働者 |
|----|----|-------|---------|-------|
| 16 | 日 | 人 | 人 | 人 |
| 17 | 月 | 人 | 人 | 人 |
| 18 | 火 | 人 | 人 | 人 |
| 19 | 水 | 人 | 人 | 人 |
| 20 | 木 | 人 | 人 | 人 |
| 21 | 金 | 人 | 人 | 人 |
| 22 | 土 | 人 | 人 | 人 |
| 23 | 日 | 人 | 人 | 人 |
| 24 | 月 | 人 | 人 | 人 |
| 25 | 火 | 人 | 人 | 人 |
| 26 | 水 | 人 | 人 | 人 |
| 27 | 木 | 人 | 人 | 人 |
| 28 | 金 | 人 | 人 | 人 |
| 29 | 土 | 人 | 人 | 人 |
| 30 | 日 | 人 | 人 | 人 |

問 13 平成25年6月中における荷役作業の状況についてお答えください。

| | | |
|--------------|-------------------|-----|
| 荷役作業を行った日数を数 | 雇用する常用労働者で適正であった日 | 日 |
| | 雇用する常用労働者で過剰であった日 | 日 |
| | 雇用する常用労働者で不足であった日 | 日 |
| 荷役作業を行わなかった日 | | 日 |
| 合計 | | 30日 |

→ 1 過剰であった日の状況をお答えください。

| | |
|-------------------------|----|
| 過剰であった日の過剰人員の合計 | 人日 |
| 港湾派遣労働者として派遣先で就労した人員の合計 | 人日 |
| 港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計 | 人日 |
| 不就労であった人員の合計 | 人日 |
| 最も過剰であった日の過剰人員 | 人 |

→ 2 不足であった日の状況をお答えください。

| | |
|-----------------|----|
| 不足であった日の不足人員の合計 | 人日 |
| 最も不足であった日の不足人員 | 人 |

(注) 「港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計」は、用具の修理等港湾運送以外の業務に従事した延べ日数を計上してください。「不就労であった人員の合計」は、所定労働日であって出勤したにもかかわらず、就労できなかった延べ日数を計上してください。

→ 3 不足であった日の対応方法についてお答えください。(主なもの2つ以内)

| | | | |
|-------------------|---|----------------|---|
| 仕事の期日を延ばしてもらった | 1 | 港湾派遣労働者の派遣を受けた | 5 |
| 処理できない分を元請に返還した | 2 | 日雇労働者を雇い入れた | 6 |
| 港湾運送部門以外の労働者が就労した | 3 | その他 | 7 |
| 自社の他事業所の労働者が就労した | 4 | | |

問 14 最近の「平日における早朝荷役」「日曜・祝日における夜間・早朝荷役」の状況についてお答えください。

| | | | | |
|-----------|------------|--------|--------|----|
| 大幅に増加している | ある程度増加している | 特に変化なし | 減少している | 不明 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(注) 早朝荷役とは午前 4 時から午前 8 時の間に行う荷役をいい、夜間荷役とは午後 4 時 30 分から翌午前 4 時の間に行う荷役をいいます。

VI 教育訓練の実施に関する事項

問 15 過去 1 年間（平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日）における現業部門の常用労働者の教育訓練の実施状況についてお答えください。

| | |
|---------|---|
| 実施した | 1 |
| 実施しなかった | 2 |

➤ 1 実施した訓練についてお答えください。
(該当するものすべてを○で囲んでください。)

| 訓練の種類 | | ①安全衛生 | ②フォークリフト運 | ③クレーン運 (④ガントリークレーン運を 除く) | ④ガントリークレーン運 | ⑤ショベル・ストラドル運 | ⑥大型特殊自動車運 | ⑦他の荷役機運 | ⑧その他 |
|----------|------|-------|-----------|--------------------------------|-------------|--------------|-----------|---------|------|
| 新規採用時の訓練 | 社内訓練 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 委託訓練 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 在職者の訓練 | 社内訓練 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 委託訓練 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(注) 「ショベル・ストラドル運」とは、ショベルローダー及びストラドルキャリア運のことです。
「大型特殊自動車等運」とは、大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車運のことです。

➤ 2 実施しなかった理由についてお答えください。(主なもの 2 つ以内)

| | | | |
|--------|---|------------|---|
| 時間がない | 1 | ノウハウが分からない | 5 |
| 費用がかさむ | 2 | 対象者がいない | 6 |
| 設備がない | 3 | その他 | 7 |
| 講師がいない | 4 | | |

～御協力ありがとうございました～